

金沢市駅西一時預かり保育事業運営業務委託仕様書

1. 委託業務名

金沢市駅西一時預かり保育事業運営業務委託

2. 委託業務概要

受注者は、金沢市駅西一時預かり保育事業実施施設において、児童の保護者又は養育者（以下「保護者等」という。）の育児リフレッシュその他の理由により、保護者等が児童を一時的に保育できない場合に、当該児童を金沢市駅西一時預かり事業実施施設で一時的に預かる業務を行う。

3. 事業実施期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

4. 事業実施所在地

金沢市西都1-5 ドコモ金沢西都ビル1階

5. 事業実施施設概要

延べ床面積 95.34㎡

附属施設 調乳室、子供用便所

附属設備、備品 電話（FAX機能有）、事務用机、椅子、子供用テーブル・椅子、
収納棚、おむつ取替台、遊具、掃除機、電子レンジ、洗濯機、冷蔵庫 など

6. 事業実施日時等

(1) 事業実施日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 午前8時～午後6時

(2) その他 事業実施日時の変更がある場合は事前に金沢市から連絡するものとする。

7. 事業内容

本件の受注者は、次の業務を行うものとする。

(1) 本事業の利用定員は10名まで（うち0歳児は3名まで）とし、事前に利用を受け付け、保護者等から児童を預かり、安全かつ年齢に応じた一時預かり事業を実施する。

(2) 飲食物やおむつ等の消耗品の準備など利用にあたって必要なものを保護者等へ事前に説明する。

(3) 施設内の衛生環境の向上に努め、毎日の終業時に施設の清掃及び遊具の消毒を行う。

(4) 終業時に利用状況等を記載した当日分の月報を金沢市に提出する。

(5) 施設所有者の建物維持管理に係る点検等に協力する。

(6) その他

ア 施設内の装飾については、保護者等に親しみやすいよう季節に応じたものになるよう定期的に変更する。

イ 保護者等の要望・提案・意見等を金沢市に正確に伝えるとともに、その対応については金沢市とともに改善に努める。

ウ 事業従事者の通勤にかかる駐車場はないものとする。

エ 休業日や事業実施時間外に施設を利用する場合は、事前に金沢市の了解をとるものとする。

8. 事業従事者

(1) 受注者は、従事者名簿を提出すること。また、従事者に変更があった場合、速やかに変更後の従事者名簿を提出すること。

(2) 従事者数は金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項に定める数とする。ただし、2名を下回ることにはできない。なお、従事者の2分の1以上は保育士の資格を有する者であること。

従事者のうち保育士でない者は、県が実施する子育て支援員研修又はそれに準じた研修を修了した者とする。

(3) 従事者の勤務形態は労働基準法を遵守し、業務に支障がないように定めること。

- (4) 従事者に対して毎月1回検便（一般細菌検査及び腸管出血性大腸菌検査）を実施すること。
- (5) 従事者に対して、業務に必要な研修を実施すること。

9. 契約期間満了時の取扱いについて

契約満了に伴う更新時において、受注者と異なる事業者が選ばれた場合は、引き継ぎ作業に誠意をもって協力し、利用者情報は責任をもって破棄すること。

10. 委託料の支払方法

年2回払い

11. 経費の負担等

- (1) 本件にかかる経費については、委託料及び利用者から徴収する利用料金をもって業務を行うものとする。なお、利用料金は一人1時間当たり500円を目安とし、金沢市の承認を得て受注者が定めるものとし、変更する場合は金沢市と協議する。
- (2) 消耗品費（消毒液、救急用品、筆記用具、室内の装飾材料、保育用エプロン等）、清掃用消耗品、電話料、検便検査料については、受注者の負担とする。
- (3) 施設の修繕費、光熱水費、保守管理費、備品費及び傷害保険料については、金沢市の負担とする。
- (4) その他管理用消耗品等は、金沢市と協議し分担を決定する。

12. その他

消費税の取り扱いについて、本事業は児童福祉法に規定する「一時預かり事業」として実施するものであり、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業に該当することから、消費税は非課税となる。

本仕様書に記載されていない事項及び委託業務の実施にあたって疑義が生じた事項については、金沢市と受注者が協議の上、決定すること。